小牧市訓令第４号

本　　庁
出先機関

小牧市職員服務規程（昭和４７年小牧市規程第２３号）の一部を次のように改正する。

令和８年１０月１６日

小牧市長　天　野　正　基

第１３条から第１５条までを削り、第１６条を第１３条とし、第１７条から第２４条までを３条ずつ繰り上げる。

様式第４中「第１６条」を「第１３条」に改める。

様式第５中「第２１条」を「第１８条」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年１０月１６日から施行する。